

公益信託愛・地球博開催地域社会貢献活動基金助成金
(愛称:あいちモリコロ基金)

制度の見直し検討 小委員会報告



あいちモリコロ基金

平成25年9月14日

公益信託愛・地球博社会貢献活動基金運営委員会・小委員会

<目次>

I 本編

(1)設置の経緯.....	1
(2)委員会体制.....	1
(3)検討方法.....	2
(4)審議経過.....	2
(5)論点についての協議の経過及び結果.....	2
1)基金の基本性格.....	2
2)募集・申請に関する事項.....	3
3)審査に関する事項.....	4
4)報告書・事業の点検に関する事項.....	5
5)助成プログラムの評価に関する事項.....	6
(6)助成プログラムの改善について.....	6
1)平成26年度活動(平成25年10月募集)より適用.....	6
2)平成27年度活動(平成26年10月募集)より実施するもの.....	8
3)継続審議とするもの.....	8

【別添】

(1)平成26年度助成対象活動 募集要項	運営委員会資料参照
(2)同申請書.....	運営委員会資料参照
①初期活動(前期)	
②初期活動(前期・共催用)	
③展開期・大規模活動	
④展開期・大規模活動(共催用)	
(3)「事業実施中間報告書」(案).....	別添資料(3)

II 論議参考資料

- (1). 論点整理一覧
- (2). これまでの助成実績
 - ①申請数・採択数の推移
 - ②地域区分別応募数・採択数
 - ③活動分野別応募数・採択数
 - ④団体種別応募数・採択数
 - ⑤採択件数一覧(累計3回以上採択団体対象)

⑥事業報告書 自己評価のまとめ

(3). 基金の基本設計(設立の経緯と主旨)

①要望書

②愛・地球博記念社会貢献活動基金の創設に関する検討報告書(平成18年12月4日)

③公益信託愛・地球博開催地域社会貢献活動基金 設定趣意書(平成19年3月30日)

④公益信託愛・地球博開催地域社会貢献活動基金 信託契約書(平成19年8月30日)

⑤基金の概要(2010年度調査報告書より抜粋)

⑥新聞報道「万博収益金NPOなどに10-15億円」(中日新聞2006年4月25日)

(4). その他

①愛知県内市町村補助金・助成実施状況一覧

②積算参考単価(「行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言」より抜粋)

はじめに

公益信託愛・地球博開催地域社会貢献活動基金（愛称：あいちモリコロ基金。以下、あいちモリコロ基金と呼ぶ）は平成19（2007）年8月30日に設立され、以来1000件近い事業に対し6億7千万円余りの助成を行って参りました。当基金の助成は助成規定や助成審査基準に基づいて実施されておりますが、おおよそ3年ごとに制度の見直しを行うことになっていることから、この度、運営委員会に小委員会を設けて再点検を行いました。小委員会では、これまで事務局、運営委員、委託者から出された論点について3回にわたって審議を行い、改善すべき点について具体的に検討しました。その詳細については本文に譲るとして、ここではどのような課題意識に基づき、どのような議論が行われたかを簡潔に述べることにします。

1点目の課題意識として、あいちモリコロ基金という、市民活動を支援する助成の仕組みとしては全国でも有数の基金を大切に使いたい、ということが挙げられます。当基金の年間助成額は年間1億円を超えていますが、それが愛知県および近隣の市民活動に集中的に投下されるために、小規模な市民グループを含む多くの団体が幅広く助成を受けられるようになっています。しかし、そのことは使い方が非効率になるというリスクにもつながります。2点目の課題意識としては、従来から運営委員会で助成の在り方についてさまざまな論点や課題が提出されていながら、十分に詰め切れていなかった点について議論し、対応策を見出そうということがありました。たとえば、1回当たりの助成金額が多すぎないか、審査や報告義務が少し甘いのではないかと、愛知県外の団体の助成割合がもっと高くてもよいのではないかと、といったことです。これらの問題提起の多くは、あいちモリコロ基金をできる限り有効に生かしたいという上述の課題意識につながるものですが、審査をより円滑に進行させたいという観点から出された論点もありました。

1点目の課題に関しては、小委員会で慎重に検討しましたが、当基金が概ね10年で使い切る取り崩し型の基金として発足したことから、助成総額を大きく変えられないであろうと判断致しました。また、1件あたりの助成の上限額も変更しませんが、実際の助成金額については、申請団体と十分にコミュニケーションを図りつつ予算の精査を行い、その結果によっては減額査定を行うこととしました。査定をより厳格にするという観点からは、備品・資材購入費についてより詳細な記載を求めたり、人件費の標準単価を設定したりして、いっそう効率的な助成を目指すことにしました。その一方で、申請件数を増やすことで結果的に競争が高まることを意識して、愛知県内と隣接県でNPO支援センターを通じた広報の強化や協働の促進といった提案も盛り込んでいます。さらに、初期活動の助成については申請要件を緩和するとともに、前・後期の採択バランスを改善して質の確保と公平な採択を目指す提案内容としました。

あいちモリコロ基金は、基本的には団体助成ではなく、事業助成を行う基金だということが、小委員会で再確認されました。すなわち、事業に直接必要な経費のみを助成するのであって、団体の育成強化のために管理費も含めた助成を行うわけではない、ということです。とはいえ、

事業実施に必要な人件費の計上を認めることには変わりなく、またとりわけ活動の初期には投資的な経費も必要だという考え方も委員の間で共有されました。

助成案件の審査にあたっては、これまであいまいな点が残っていました。1つは、給付回数
の制限に関することです。募集要項には、同一内容の活動について累計3回まで助成を認める
という趣旨の文言があります（初期活動は1回のみです）。しかし、同一内容かどうかの判断
が難しいという問題が指摘されてきましたので、今回はこの点の改善を図ることにしました。
第2点として、団体の安定性や事業実施能力についての判断材料が乏しいという問題がありま
した。このため、団体の事業実績や財務会計について資料を求めるようにしました。第3点は
審査委員間の視点の共有で、予備審査の委員と運営委員との間で視点を共有する機会をつくる
必要性が認識されました。

情報公開とアカウントビリティについてですが、助成の審査から事業実施の結果までを、で
きるだけ市民の目線で追うことができるよう、公開審査を充実させたり、事業報告書等の公開
を書面とウェブ上で進めたりするべきだということになりました。こうした情報は、今後助成
を受けたいと考えたい団体にとっても参考となるはずで、申請件数の増加にもつながる可能性
があります。

愛知モリコロ基金によって、21世紀社会のモデルとなるような何かが生まれてほしいとい
う思いは、共通してあります。そうしたインパクトをぜひ実現させたいものです。

最後に、猛暑の中を長時間にわたり熱心にご審議いただいた委員の皆様、および事務局の
方々に厚く御礼申し上げます。

なお、本報告書には基金の設定趣意書、信託契約書、助成規定など共有していただきたい基
本資料や、興味深い参考資料がたくさん添付されています。愛知モリコロ基金が発足してから
6年たち、その間に新たに審査に携わるようになった方も多のですが、この機会にじっくりご
覧いただければ幸いです。

(1)小委員会設置の経緯

当基金の基本スキームが定められた「愛・地球博社会活動等支援基金検討委員会報告」（平成18年12月4日）によると、3年毎に制度見直しを行い、活動報告書を公表することになっている。また、「助成規程（21条）」（平成19年9月5日第1回運営委員会で決定）においても、「概ね3年程度を目安に制度の再点検・見直しを行う」と規定している。

平成22年度に第1回目の「検証作業(調査)」を実施し、報告書を公表した（平成23年3月発行）。

平成25年度は基金設立から6年が経過し、2回目の検証作業期にあたることから、平成25年5月15日開催の運営委員会において、その取り組み方を協議し、次のことを確認した。

- ① あいちモリコロ基金制度検討小委員会（以下、「小委員会」）を設けて、素案をまとめ、次回運営委員会（平成25年9月14日開催）に報告、それを運営委員会で協議・決定する。
- ② 小委員会の構成は、雨森孝悦氏（平成22年度見直し作業実施者）、愛知県、名古屋市、基金事務局（三菱UFJ信託銀行）、基金サポート組織（ボランティアネイバーズ）の5者とする。
- ③ 小委員会に付託する論点は、事務局から提案された13の項目（別掲）のほか、運営委員及び愛知県から出された論点・意見を追加する（後日、基金事務局へ連絡することも可とする）。
- ④ 小委員会における作業として、運営委員及び事務局・サポート組織から出された論点・意見について、協議及び調査し、2014年度事業（2013年10月及び2014年6月募集）から実施するものと継続審議が必要なものとに区分し、報告をまとめる。

(2)小委員会体制

（基金運営委員）

雨森 孝悦（日本福祉大学 教授）

（愛知県）

村瀬 誠一（社会活動推進課 課長）

宮澤 祐子（社会活動推進課 主幹）

藤井 哲哉（社会活動推進課NPOグループ 課長補佐）

木村 友美（社会活動推進課NPOグループ 主事）

（名古屋市）

吹上 康代（名古屋市市民活動推進センター 所長）

（基金事務局）

木村 勉（三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部公益信託担当部長）

高島 茂（三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部公益信託グループ主任調査役）

(基金サポート組織)

大西 光夫 (特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ 理事長)

中尾 さゆり (特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ 理事)

遠山 涼子 (特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ 事務局)

(3)検討方法

(1)基金の発足経緯・基本スキームに関する確認

愛・地球博社会活動等支援基金検討委員会「愛・地球博記念社会貢献活動支援基金の創設に関する検討報告書」(平成18年12月4日)(以下、「報告書」)に基づき、基金の発足経緯及び基本スキームについて確認した。

(2)統計調査

平成19年度から平成24年度までの助成申請団体及び採択団体について統計調査を行った。また、愛知県内市町村の補助金・助成金実施状況について分析した。

(3)論点についての協議及び取りまとめ

運営委員会(平成25年5月15日開催)に提案された論点について、運営委員及び愛知県の意見について事前集約をしたうえで協議を行い、報告を取りまとめた。

(4)審議経過

日程	会議	内容
平成25年6月12日(水)	第1回小委員会	・委員会設置目的の確認 ・論点確認及び協議
7月10日(水)	第2回小委員会	・助成申請団体及び採択団体について統計調査報告 ・愛知県内市町村の補助金・助成金実施状況報告 ・論点について協議
8月21日(水)	第3回小委員会	論点取りまとめ

(5)論点についての協議の経過及び結果

1) 基金の基本性格

①基本的考え方

基金の成り立ちについて「報告書」における基本骨格をもとに各論点について協議した。

また、公益信託規定の範囲内において運用を変更することは可能であるため、協議の結果を整理し、運営委員会に諮ることとした。

②事業助成か団体助成か

対象活動に直接必要な経費のみを助成する事業助成か、団体運営にかかる恒常的に発生する経費も含めて団体自体を助成の対象とする団体助成かについて検討を行い、報告書の趣旨から

事業助成であることを確認した。

2) 募集・申請に関する事項

①助成金額の上限

初期活動（上限 30 万円）、展開期活動（上限 100 万円）、大規模活動（上限 500 万円）と団体の段階に合わせた助成メニューがあり、県内市町村で実施される補助金等の上限金額と比較し、より規模の大きな事業についての助成も行っている。

事業内容に比較して過大な助成額を申請する事案がみられるという問題意識から、上限金額の見直しについて検討した。その結果、それぞれ上限額を定めており、申請者が事業内容に合った適正規模の申請をすればよいこと、助成金額の減額措置があることから、上限額の見直しは行わないこととした。

②対象経費

事業助成であるモリコロ基金の性質上、助成対象事業に直接必要であると認められない、恒常的に発生している経費は対象外とすべきである。特に人件費および物品・資材購入費について検討を行った。

1) 備品・資材購入費

備品購入費については、申請事業以外にも多目的に使用することが考えられ、助成対象活動の実施に直接必要な費用であるかの判断が困難である。一方で、特に活動の初期段階において活動に必要な備品等を整備することは、活動の実施において重要性が高いといえる。

したがって、団体の助成金活用能力を踏まえて審査をするために、備品の購入の場合にはその活用方法についても助成申請書の記載を充実させる。また、適正金額の予算計上であることを確認するため、従来展開期・大規模活動にのみ必要書類としていた見積書添付について、初期活動においても 10 万円を超える備品・資材購入費等については見積書の添付を義務付ける。また募集規程上、10 万円以上の備品は 5 年間処分をすることを禁じられているため、団体の継続性も含めて助成すべきか否かを審査する。

2) 人件費

活動に主要な役割を果たす役務等の提供者に対する人件費については、従来通りモリコロ基金としての上限金額・標準単価は定めず、NPO と行政の協働に関する実務者会議「行政から NPO への委託事業の積算に関する提言」（2007 年 2 月）に記載された国交省や国税庁の提示する標準額を参考資料として採用する。

申請者の提示する単価・金額に基づき費用の妥当性を判断するために、申請書および報告書において、活動に主要な役割を果たす役務の提供者に対する人件費であることを説明するよう促す。

③採択件数

1) 採択件数・助成額の目安は現行通りとする

基金創設時には積立額を 10 年で取り崩すことを前提に助成しているが、6 年経過時点にお

いて当初予定より基金残高に余裕がみられる。特に助成件数・助成総額を増やすことはしないで、現行規定の範囲内で審査・採択することとする。

2) 初期活動の前期・後期の採択バランスに留意する

近年、初期活動について、初期・後期募集（6月募集）の申請件数が初期・前期（10月募集）を大きく上回る傾向がみられる。採択件数は同数であるため、初期・後期募集の競争倍率や採択ボーダーラインが上がっており、前期・後期の採択件数のバランスを取るために留意が必要である。件数の按分、採択基準点の設置については運用上で判断することし、規定は改定しない。

3) 愛知県外の隣接県の団体の申請を進めるための対策をとる

現行規定では、愛知県外の隣接県の団体等は愛知県内の団体等との共催を申請要件としている。そのためか、県外からの申請件数が少ない傾向にあるが、応募条件の緩和は信託設定に抵触するため改定しない。愛知県外からの申請件数を増やすため、県外NPO支援センターと協働し、申請団体の掘り起し、県内団体とのマッチングなどの対策を検討・実施する。

④ 対象分野

特定のテーマや重点テーマについて重点的に募集することについて検討したが、現状では愛知県内のNPO法人の活動分野別法人数の分布と分野別助成申請・採択件数の分布はおおむね一致しており、市民の自発的な社会貢献活動全般を対象とした間口の広い助成実績が上がっていることが確認できた（参考資料（2）—③）ため、特別の措置は講じないこととした。

⑤ 申請書

当基金は事業助成を行っているが、申請事業が確実に実施されるためには、団体の実績や実施能力を把握することも重要である。特に大規模事業においては、「十分な事業経験や知識等」があることを要件としていることから、事業実績の記載、直前の事業年度の計算書類（活動計算書又は収支計算書、貸借対照表、注記など）の添付を義務付けることとする。ただし、事業を開始して間もない団体等など、計算書類を作成していない者についてはこの限りでない。

3) 審査に関する事項

① 給付回数の制限の判定

現行の募集要項において、「同一内容の活動について、助成金の給付を受けられるのは、展開期または大規模の各活動の累計で3回まで」と制限をしている。この規定の適用について、同一内容であるかどうかについての判断が困難であるため、より多くの団体等に助成をすることを重視して、同一団体については給付を3回までに制限すべきではないかという意見が出された。この件について、過去に複数回助成を受けた団体について抽出して検討した。

その結果、モリコロ基金は団体助成ではなく事業助成であるため、異なる事業（活動）につ

いては同一団体が行っているものであっても制限することは相応しくないと考え、従来通り事業内容が同一であるかどうかにより判断することとした。ただし、同一内容であるかを的確に判断するために、申請書において過去の類似事業との相違点について説明することを促す措置を取ることにした。

②助成金額の減額

募集要項において、「展開期活動」及び「大規模活動」については、運営委員会による書類審査及び公開審査において、採択先について費用等を審査し、助成申請金額を適宜減額の上、給付額を決定することを規定している。過大な経費を計上していると見受けられる申請への対応として、改めて助成金額の減額手続きについて検討した。

助成申請金額の減額により当初予定していた事業が実施できないこととならないよう、判断を慎重に行うため、まずは受付時に事務局において過大な経費が計上されていないかの精査を行い、予備審査員と調整の上で団体へ照会し、公開審査会で団体側に説明の機会を提供した上で、最終的に運営委員会において審議するという手続きをとることとする。

③評価項目

評価項目及び評価の着眼点については「報告書」及び募集要項に記載しているが、審査員においても評価が分かれる案件もあるため、基金の理念に沿った審査をするため、「報告書」などの基本資料について改めて共有を図ることとする。

「愛・地球博理念の継承性」については、愛・地球博終了後7年が経過していることから内容について見直すことについても検討した。その結果、「持続可能な社会の創造と21世紀社会のモデル構築」という理念は現時点においても重要であることから変更はせず、評価項目や内容については再度「報告書」における考え方を確認することとした。

④ 審査員間の審査の視点に関する共有の機会づくり

審査員間で評価点数について大きな差がつくことがあるため、評価の着眼点の解釈について協議の必要がある。また、運営委員会における最終的な評価を予備審査委員にフィードバックすることは次回以降の審査基準を明確にするために有効である。

そこで、予備審査委員と運営委員とが合同で審査についての視点を検討する機会を設け、審査事例を通じて、評価視点を刷りあわせていくこととする。

4) 報告書・事業の点検に関する事項

① 中間報告書の提出及び事業実施中のフォロー

助成活動の成果を拡大する観点から、事業実施中に事業の進捗を確認し、困りごとや変更に対応するコミュニケーションが求められている。中間報告を求めるなど事業実施期間中の点検助言、終了後のフォロー体制をつくる。

② 予算変更の要件

採択事業につき事業内容及び助成対象経費（一定以上のものに限る）の変更がある場合は、

団体等は変更届を基金事務局へ提出することとなっている。基金事務局において変更の可否を決済するが、目的を逸脱する場合の変更は認められない。

③ 事業報告書等の内容の充実

事業の結果・成果について点検できるよう、事業報告書等の記載内容についての要件をあらかじめ報告書様式において示し、報告の精度を高めることとする。

④事業報告書等の公開

助成を受けた団体等は事業報告書等の提出が義務付けられており、展開期活動及び大規模活動については公開対象ページを取りまとめ、活動成果の実績報告会において配布したうえで、あいちNPO交流プラザにて配架・閲覧に供している。

さらに、助成対象事業に対する情報公開を進めるため、初期活動・展開期活動・大規模活動の事業報告書等の公開対象ページをWEBサイトで公開することを検討する。

5) 助成プログラムの評価に関する事項

毎年約200件、総額1億円以上の大規模な助成事業が愛知県を中心とした地域に集中的に実施されており、NPO活動を盛り立てているといえるが、成果としてどれ程地域社会にインパクトを与えたかを検証するには至っていない。

他のモデルとなるような団体等及び事業の事例検討を通じて、助成プログラム自体の評価を行うなど、継続的に検討する必要がある。

(6)助成プログラムの改善について

小委員会における上記の検討結果を踏まえ、下記の通り助成プログラムを改善することを提案する。

1) 平成26年度活動(平成25年10月募集)より適用

①申請数の増加を通じた助成対象活動の質向上

運営委員会における承認を経たうえで、速やかに(募集開始日である10月1日より前に)助成活動募集に関する募集要項や申請書の様式の公開を開始する。告知を早めることで団体等が助成申請について協議・検討する時間を確保し、申請件数が増加することを狙う。

また、団体等にとって身近な存在である愛知県内・近隣市町村NPO支援センターを対象に募集告知と登録団体への周知協力を依頼することを通じて、更なる基金についての周知を広げることとする。

②隣接県の申請件数の増加

隣接県の団体等による申請を促すため、隣接県にあるNPO支援センターを通じて、隣接県の団体等への情報周知及び申請要件である愛知県内の団体等との共催促進を図る。

③申請書の記載内容の充実

申請書の申請内容を充実させ、申請事業について審査員によりよく伝えられることを促すために、申請書の様式に記載項目の事例を示すこととする。特に備品・資材等購入費及び人件費については、申請活動における役割・用途を明確にするため申請書に詳細な記載をすることを促す。

また、団体等の事業実施能力の把握のため、直近の事業年度の計算書類（活動計算書又は収支計算書、貸借対照表、注記など）の添付を義務付ける。

④初期活動の前期・後期の採択バランスに留意する

近年、初期活動について、初期・後期募集（6月募集）の申請件数が初期・前期（10月募集）を大きく上回る傾向がみられるため、初期・後期募集の競争倍率や採択ボーダーラインが上がっており、前期・後期の採択件数のバランスを取るために留意が必要である。

⑤同一内容の活動についての給付制限の判断

同一内容の活動について、展開期または大規模の各活動の累計で3回までとされている。過去に3回以上、助成を受けた団体については全て申請受付時点において事務局精査した上で、審査員による審査を受けることとする。

申請書に過去の採択事業との相違点を記載することを促し、同一活動であるかどうかの判断を明確にする。

また、審査委員については申請書とともに過去採択申請書を判断材料として提供する。

⑥助成金額の減額

助成申請金額の減額により当初予定していた事業が実施できないこととならないよう、判断を慎重に行うため、まずは受付時に事務局において過大な経費が計上されていないかの精査を行い、予備審査員と調整の上で団体へ照会し、公開審査会で団体側に説明の機会を提供した上で、最終的に運営委員会において審議するという手続きをとることとする。

⑦中間報告書の提出及び事業実施中のフォロー

助成活動の成果を拡大する観点から、事業実施中に事業の進捗を確認し、困りごとや変更に対応するコミュニケーションが求められている。中間報告を求めるなど事業実施期間中の点検助言、終了後のフォロー体制をつくる。

⑧公開審査の充実

展開期及び大規模活動については、書類審査を通過して公開審査会に進むことのできる団体等を現行より2割削減し、公開審査会における1団体あたりの審査時間を増加させ、より精度の高い審査ができるように改善する。

また、書類審査結果の取りまとめと同時に質問事項を事務局にて予め整理し、審査員間で事前に質問事項を共有することを通じて、審査間の視点・方向性を確認できる他、効率のよい進行に役立てる。

⑨事業報告書等の記載内容の充実

事業報告書等の申請内容を充実させ、事業についての説明責任をより果たすことができるように、事業報告書等の様式に記載項目の事例を示すこととする。

⑩採択事業の申請書および事業報告書等の書面公開

情報公開を一層促進するため、また申請予定団体が採択事例から事業モデルや申請書の書き方を学ぶ機会を提供するために、展開期活動及び大規模活動に加え、初期活動の申請書及び実績報告書等の公開ページについても公開することとする。公開のタイミングとしては、公開審査会・実績報告会の場で、他募集区分と同じく提供されることが望ましいと考える。

⑪審査員間の審査の視点に関する共有の機会づくり

予備審査委員と運営委員とが合同で審査についての視点を検討する機会を設け、審査事例を通じて、評価視点を刷りあわせていくこととする。

2) 平成 27 年度活動（平成 26 年 10 月募集）より実施するもの

①公開対象ページのウェブサイト掲載

情報公開を一層促進するため、また申請予定団体が採択事例から事業モデルや申請書の書き方を学ぶ機会を提供するために、申請書及び実績報告書等の公開ページについて、書面だけでなくウェブサイトにおいても公開することとする。

②初期活動要件の緩和

愛知県内の市町村における補助金・助成金等の要件と重複しないよう、現行活動開始後 3 年以内としている初期活動申請要件を 5 年以内までの期間に伸長する。

3) 継続審議とするもの

① 審査員間の審査の視点に関する共有の機会づくり

予備審査委員と運営委員とが合同で審査についての視点を検討する機会を設け、審査事例を通じて、評価視点を刷りあわせていく機会を平成 25 年度初期後期活動審査終了後、設定する。

②助成プログラムの成果検証

他のモデルとなるような団体等及び事業の事例検討を通じて、助成プログラム自体の評価を行うなど、継続的に検討する。

以上